

道路交通法（駐車許可）に係る審査基準の一部改正について

1 改正の概要

いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可欠である業務用車両に係る駐車需要にきめ細かく対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応するとともに、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していくことが必要として、千葉県道路交通法施行細則の一部改正を行い、併せて審査基準の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

「別紙 4 駐車可能な場所の有無」の改正

- (1) 「およそ不可能」といった規定は、駐車場が実質的に利用困難である場合は許可が認められないかのような外観を与えかねないため、「困難」に改める。
- (2) 重量又は長大な貨物の積卸しに加え、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両も、当該用務先の直近に駐車許可の対象とするもの。

3 施行日

令和7年7月1日